

2 障害者の権利に関する条約と国内法の整備

障害者施策に関する国の動向(1)

- (1) 平成18年12月：国連総会で「障害者の権利に関する条約」を採択
- (2) 平成19年4月：特別支援教育の本格的実施（「特殊教育」から「特別支援教育」へ）
- (3) 平成19年9月：「障害者の権利に関する条約」に日本が署名
- (4) 平成23年8月：「障害者基本法」の改正
- (5) 平成24年7月：「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
(中央教育審議会初等中等教育分科会特別委員会)
- (6) 平成25年6月：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」の制定
- (7) 平成25年9月：学校教育法施行令の一部改正

(図7)

(1) 障害者施策に関する国の動向

平成18年12月、「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」と記す。）が国連総会で採択されました。同条約の第24条（教育）では、障害者の権利を実現するためにあらゆる段階におけるインクルーシブ教育システム及び生涯学習を確保することを求めています。また、障害者が、その持てる能力をその可能な最大限度まで発達させること、障害を理由として教育制度一般から排除されないこと、無償の初等中等教育の機会を与えられること、合理的配慮が提供されることなどが定められています。

平成19年9月、日本も同条約に署名し、条約批准に向けて、当事者の意見も聴きながら国内法令等の整備等を推進していくことになりました。

平成23年8月、改正された「障害者基本法」が施行され、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生社会を目指すことが示されました。また、障害を理由として差別することの禁止、社会的障壁の除去のために必要かつ合理的な配慮がされなければいけないことが規定されました。同法第16条（教育）では、可能な限り障害のある子どもと障害のない子どもが共に学べるよう配慮することや、本人・保護者への十分な情報提供、可能な限り本人・保護者の意向を尊重すること、交流及び共同学習の積極的な推進、様々な環境の整備を促進しなければならないこと等が示されています。

「平成24年7月報告」では、就学相談や就学先決定の在り方、合理的配慮及びその基礎となる環境整備について等、具体的な提言がされました。

そして平成25年6月、先に改正された「障害者基本法」を具現化するために、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」と記す。）が公布され、差別を解消するための措置として、差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止等について規定されました。

「平成24年7月報告」を受け、平成25年9月に学校教育法施行令が改正され、就学先を決定する仕組みが大きく変わりました。

様々な国内の法令等の整備も進み、平成26年1月に日本も「障害者権利条約」を批准しました。

「障害者差別解消法」では、政府は障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針を定めなければならないことや、この基本方針に即して国の行政機関の長等は、職員が適切に対応するために必要な対応要領を定めること等が規定されており、平成27年2月に政府としての基本方針が策定されました。

障害者基本法(教育関係)	
目的	経緯
<p>○全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現のために、障害者に関する施策に関し、基本原則、基本事項を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、障害者に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。</p>	<p>○昭和45年5月 制定 ○平成16年6月 一部改正 (法律の目的、障害者の定義、基本的理念等の改正) ○平成19年9月 障害者権利条約に署名 ○平成23年8月 一部改正 (障害者の定義の拡大、合理的配慮の概念の導入等の改正)</p>
差別の禁止(第4条)	
<p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p> <p>2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p> <p>3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>	
教育部分(第16条)	
<p>国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要な施策を講じなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。</p>	

(図8)

障害者施策に関する国の動向(2)

- (8) 平成26年1月：「障害者の権利に関する条約」批准
- (9) 平成27年2月：政府としての基本方針の策定
- (10) 平成27年11月：文部科学省所管専業分野の「対応指針」の策定
(告示：平成27年度文部科学省告示180号)
- (11) 平成27年12月：文部科学省における取組に関する「対応要領」の策定
- (12) 平成28年4月：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行

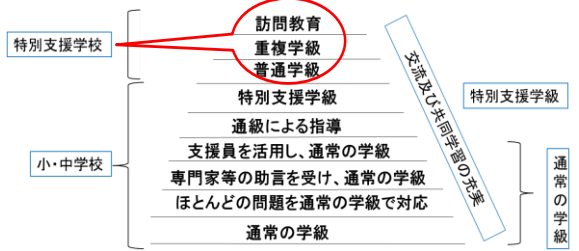
(※参考：千葉県・千葉県教委)

- ①平成18年10月：「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」（19年7月施行）
- ②平成28年3月：「千葉県教育委員会職員対応要領」の策定
- ③平成28年3月：「公立学校における障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供義務について」（通知）
- ④平成28年6月：「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」の施行

(図9)

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)から

インクルーシブ教育システムにおいては、**同じ場で共に学ぶことを追求するとともに**、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で**教育的ニーズに最的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備**することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、**連続性のある「多様な学びの場」を用意**しておくことが必要である。



(図 10)

(2) インクルーシブ教育システムと特別支援教育

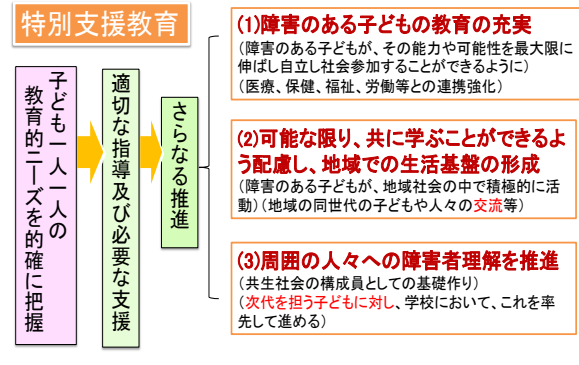
「平成 24 年 7 月報告」では、インクルーシブ教育システムとは人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、障害のある者とない者が共に学ぶ仕組みであるとしています。

また、同報告では、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒等に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、図 10 のように、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であるとしています。

さらに、インクルーシブ教育システム構築のためには、特別支援教育が不可欠なものであり、①医療、保健、福祉、労働等の連携を強化し、様々な機能を活用して障害のある子どもの教育の充実を図ること、②地域の子どもや人々との交流等、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮し、地域での生活基盤を形成すること、③障害者理解を推進し、共生社会の構成員としての基礎を作っていくことの 3 点に基づき、特別支援教育を推進する必要性があるとしています。

「特別支援教育の推進について(通知)」(平成 19 年 4 月 1 日付)、「平成 24 年 7 月報告」から、特別支援教育とインクルーシブ教育システムは、どちらも目指すものは、「障害のある人の持てる力を高めること」、「共生社会の形成」という点で同じであり、インクルーシブ教育システムは、これまで進めてきた特別支援教育を生かし、一層発展させたものと捉えられます。

インクルーシブ教育システム構築のためには「特別支援教育」の推進は不可欠



(図 11)

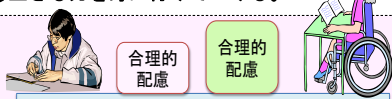
インクルーシブ教育システムの構築には、特別支援教育が不可欠

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、その時点で教育的ニーズに**最的確に応える指導を提供**できるように多様で柔軟な仕組みを整備することが重要

最も本質的な視点！！ 落としはけないポイント！！

- ①授業内容がわかる。
- ②学習活動に参加している**実感・達成感**を持つ。
- ③充実した時間を過ごしている。
- ④生きる力を身に付けていける。

障害のない子ども



障害のある子ども

(図 12)

特別支援教育を推進していくことは、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うものであり、障害のあるなしに関わらず、全ての子どもにとって良い効果をもたらすことができると考えられます。インクルーシブ教育システムでは、障害のある子と障害のない子が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを追求していくわけですが、本質的な視点は、子ども一人一人の能力や特性に応じた十分な学びを保障することにあります。それぞれの子どもが、授業内容がわかり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、この点が大変重要なポイントになります。